日本工業標準調査会　標準部会(第61回)議事録

1　日　時：平成21年4月17日（金）14：00－16：00
2　場　所：経済産業省　別館1014会議室（別館10階1014号室）
出席者：二瓶部会長、大山委員、大橋委員、小野委員、窪塚委員、佐野委員、
田中委員(代理：嶋村氏)、東郷委員（代理：江口氏）、富田委員（代理：佐伯氏）、中西委員、
長谷川委員、古谷委員、宮入委員、矢萩委員（代理：田中氏）、若井委員
事務局：廣田大臣官房審議官、中西基準認証政策課長、藤代標準企画官、平野産業
基盤標準化推進室長、相澤環境生活標準化推進室長、井上情報電子標準化推
進室長、長野国際標準化戦略分析官、小野認証課長、春原JISマーク認証業務室長、
橋本基準認証広報室長　等

3　議　題：
1．　第60回標準部会（書面審議）の結果報告について【報告】
2．　国際標準化アクションプランの改訂及び平成21年度工業標準化業務計画について【審議】
3．　平成20年度工業標準化業務報告について【報告】
4．　今後の基準認証政策のあり方について【報告】
5．　「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」の標準仕様書（TS）について【審議】
6．　専門委員会に属すべき者の指名について【審議】
7．　その他

《配布資料》
資料1　日本工業標準調査会標準部会名簿
資料2　第60回日本工業標準調査会標準部会（書面審議）の報告
資料3－1　国際標準化アクションプランの着実な実行
資料3－2　国際標準化アクションプランの改訂及び平成21年度工業標準化業務計画（案）
資料3－3　国際標準化アクションプラン各論（平成21年版）（案）
資料3－4　日本工業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託（案）
資料4　平成20年度工業標準化業務報告
資料5　今後の基準認証政策のあり方
資料6－1　「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」のTS説明資料
資料6－2　標準仕様書（TS）「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」（案）

資料7　　　　　溶接技術検定小委員会の設置
資料8　　　　　専門委員会に所属する臨時委員の指名（案）
参考資料1　　　日本工業標準調査会　年次報告　-2008-
参考資料2　　　ISO／IEC／ITU議長・幹事等名簿　-2009-

4　議事概要：
議題１　第６０回標準部会（書面審議）の結果報告について
　事務局から、資料２に基づき第６０回議事録が報告された。

議題２・３　国際標準化アクションプランの改訂及び平成21年度工業標準化業務計画について
　事務局から、資料３－１、３－２、資料４及び資料７に基づいて説明がなされた後、以下の議論が行われ、国際標準化アクションプランの改訂及び平成２１年度工業標準化業務計画は了承された。

○若井委員
　資料3―2の2ページ目で、混合ポリオレフィンの国際標準化の検討を進めるに当たって、原料の仕様や流通状態等も勘案して規格化を進めて欲しい。最終製品の性能だけということではなく、途中段階をある程度規定するような規格としないと活用しづらい。
　また、20ページに環境保全に貢献する標準化推進ということで、環境JISの整備促進に向けた具体的な取り組みの中で、チェックシートの開発という説明があったが、これは製品安全に係る規格策定についてもチェックシートを開発される予定があるのか。
　次に資料4の9ページ。これも環境消費生活分野の中で、重点的取り組みとしてリコール社告について報告があるが、リコールというのは事故が起きた後の対処についてである。その事故が起きる前の取扱説明書とか警告表示についての記載方法等に関してJIS規格化の予定はあるのか、又はすでに関連規格が策定済みであれば改正予定はあるのか。
　最後に、法律に基づく強制基準にJIS規格等を引用することをアピールして欲しい。特に最新年度のJIS規格等を引用するということを規制当局と調整して頂きたい。
○藤代標準企画官
　まず環境JISについては今チェックリストをつくっているが、製品安全分野についてはまだできていない。ただし、国際規格に製品安全に関する規定を盛り込むためのガイドライン等があるので、そういったものを広く普及していきたい。
　リコール関係について、製品安全課において単なる規制だけではなくて、リスクマップといったものを用いながら、単なる規制だけでなく事故の事前防止という観点での検討もしている。我々としては、そういったものを広く普及するためにJISの活用を検討している。
　強制法規にJISを引用するという話については、例えばリチウムイオン電池に関して強制法規に引用していただいている。また、かなり幅広い範囲をもっている電気用品安全法について現在も技

術基準にJISが引用されているが、技術基準をもっと運用するために、さらに効率的なJISの引用が可能かどうかについて、現在製品安全課等と検討している最中である。進捗があったら、当部会でも報告する。

○佐野委員

資料3－2、17ページの(1)に、社会ニーズの的確な対応の部分に「家庭用ガスふろがま・石油ふろがまの標準仕様条件及び標準加速モード並びにその試験方法」の説明で、設計標準使用期間とあるが、安全点検に関する製品が9品目で、表示に関する製品が5品目で、トータル14品目だと思うが、ここには2つしか出ていないので、そのほかはどうなっているのかご教示願いたい。

○相澤環境生活標準化推進室長

すべての製品について規格をつくることになっており、作業の進捗はそれぞれ分野によって若干異なるが順次つくっていくことになっている。石油関係がまず先行して、その後、電気関係について策定していく。

○佐野委員

消費生活用製品安全法の改正があり、4月1日に施行している。そうすると、現段階ではJISがないということは、各メーカーそれぞれが考えて安全性の表示をすることになるのか。

○相澤環境生活標準化推進室長

製品安全課になりかわる回答であるが、JIS制定についてはタイミングがあり法律の改正に必ずしも時期が一致しない場合がある。今回のケースについては、業界自主基準があるので、JIS制定について間に合わない場合は業界自主基準で適用し、その後JISに切りかえる方向で動いている。ほとんどの製品について、業界自主基準はできているので、運用上は差し支えない。

○二瓶部会長

先ほど、資料3－2で管理システム分野のご説明があったが、マネジメントシステムの展開が非常に早く、かつ幅広く行われているという現況が良く分かり、大変参考になった。

国際標準化アクションプランにおいて、数値目標まで掲げて、我が国の国際標準における地位向上と実績を積み重ねる努力を強力に進めている。この実績が上がっていることは間違いがないが、マネジメントシステム分野をみると、報告されている国際提案のほとんどが我が国以外のものであって、我が国発は1つとのこと。これ自体は努力の結果であると思うが、既にある標準、あるいは分野で我が国が幹事国、議長を獲得するのは極めて難しい。人が座っている座布団をとる作業であるから難しいため、新しい分野で我が国の技術的なポテンシャルを生かして国際標準化を進めていくことが大事だ。実際それが行われて、着実に成果が上がっている。

マネジメントシステムのシステム規格の分野においての現状はどのようになっているのか。

○小野認証課長

現状においては、ご指摘のとおりマテリアルフローコスト会計以外は国際幹事をとれていないという実態である。ただ、マネジメントシステム分野は、サービス産業分野等いろいろな分野に展開しており、割と自由に多彩な分野が提案されているような状況である。その提案内容を見極めながら、本当に我が国が情報発信して、役に立つような分野については積極的に議長なり、幹事国なりを獲得していきたい。

さらに、エネルギーマネジメントとかカーボンフットプリントのように、非常に意義深いものについては我が国も提案国になったり、もしくはエネルギーの場合はアメリカといろいろ議論を交わしながら、我が国のこれまでの取り組みを盛り込むなりという努力はしている。今後、新しい分野で我が国がリードできるものについては積極的に提案等していく予定である。

また、IECにおいては、現在、CABの議長に日立の藤澤氏が就任している。藤澤氏はCABの議長兼IECの副会長というポジショニングになっており、まさに管理システム適合性評価という分野において我が国としてリードできるような状況になっている。

このように、規格そのものについては、現状、国際的に提案することは必ずしも十分な状況にはなっていないが、全体のマネジメントをするような部署に重要な人物を送り込んでいる状況である。

議題4　今後の基準認証政策のあり方について

事務局から、資料５に基づいて説明がされた後、以下の議論が行われた。

○富田委員代理（佐伯氏）

３ページに国際標準化について成功例、失敗例という非常にいい資料があるので、こういった事例を機会あるごとにＰＲして欲しい。

また、5ページの「アジア太平洋地域との戦略的な関係構築」であるが、オーストラリア、ニュージーランド、カナダも対象と考えているのか。

○藤代標準企画官

１点目の成功例、失敗例については、事例を収集しているところである。ただ、第三者にとっていい例は、当事者にとって極めて不都合だということもあり、どこまで公表していいかについては、バランスを考えていきたい。公表するか、あるいは内々に企業の研修会等で渡すかというのはケース・バイ・ケースで対応していきたい。

2点目のアジア太平洋地域については、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなども含まれる。今までも案件によってはオーストラリアと協力した事例もあり、協力関係になる国についてはテーマごとに変わってくる。

議題5　「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」の標準仕様書（TS）について

事務局から、資料６－１及び６－２に基づいて説明がされた後、以下の議論が行われ、「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」の標準仕様書（TS）については了承された。

○田中委員代理（嶋村氏）

現状では、業界ごとにいろいろな流通システムがあって、統一的に運用されていないようである。今回のTS案は組織に対する要件であるが、今後、統一的な流通システムの標準も、将来的にTSになるようなことは考えているのか。あるいは統一的な流通システムの標準化というものはJISにしていく必要はないのか。

○藤代標準企画官

現在は、組織に対する要件についてＪＩＳ化を考えている。この要件に沿って各団体が個々の標準をつくっていくことになるが、それに関しては、現段階ではＪＩＳ化はまだ考えていない。

○大橋委員

流通システム標準について、ＪＩＳ化する際には、項目として品質特性みたいなものを規定することは考えているのか。物の流通が主体なのか。

○藤代標準企画官

物の流通が主体であるが、流通の内容には、それぞれの製品に関する品質のデータも含まれる可能性はある。品質特性については、顧客が何を求めるかで変わってくるため全部の製品に共通した品質特性を策定するのは難しい。

○二瓶部会長

短時間の審議で大変恐縮であるが、今回の審議頂いている内容は、いわば流通システムの統一的、共通の部分をつくり上げるための仕組みをＴＳとして定義するという内容である。内容については、例えば用語の問題や団体の具備すべき要件、どういうことを議論すべきというような項目だけを挙げている。したがって、これを実行に移すのは大変な作業であるが、また効果も大きいだろうと思われる。その入り口部分の標準化のための仕組みづくりということで了承頂きたい。

議題６　専門委員会に属すべき者の指名について

事務局から資料８に基づき説明された後、了承された。

以上